

【学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）に基づき、事業主が確認する「特定性犯罪」一覧】

- 刑法第176条（不同意わいせつ）及びその未遂
第177条（不同意性交等）及びその未遂
第179条～第182条
(監護者わいせつ及び監護者性交等・未遂罪・不同意わいせつ等致死傷・16歳未満の者に対する面会要求等)
- 刑法第241条第1項若しくは第3項又は第243条の罪
(強盗及びその未遂の際の不同意性交若しくは致死又はその未遂)
- 盗犯等の防止及び処分に関する法律第4条の罪
(常習特殊強盗致傷)
- 児童福祉法第60条第1項の罪（児童に淫行をさせる行為）
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第4条～第8条の罪
(児童買春及びその周旋・勧誘、児童ポルノ所持・提供等、児童買春等目的人身売買等)
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条～第6条の罪
(性的姿態等撮影、性的影像記録・提供・保管・送信)
- その他、都道府県が条例で定める罪

※令和8年12月の法施行以降に改めて項目を通知